

株主各位

第19期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

<事業報告>

- 財産及び損益の状況
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 社外役員に関する事項
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

<連結計算書類>

- 連結財政状態計算書
- 連結損益計算書
- 連結持分変動計算書
- 連結注記表

<計算書類>

- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

<監査報告書>

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

シェアリングテクノロジー株式会社

財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	国際会計基準(IFRS)			
	第16期 2022年9月期	第17期 2023年9月期	第18期 2024年9月期	第19期 (当連結会計年度) 2025年9月期
売 上 収 益 (千円)	4,429,056	6,228,667	7,502,871	8,579,864
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益 (千円)	472,680	1,320,751	1,467,294	1,413,204
基 本 的 1 株 当 た り 当 期 利 益	21円88銭	60円43銭	64円17銭	60円30銭
資 産 合 計 (千円)	2,328,773	4,126,092	6,319,015	7,437,596
資 本 合 計 (千円)	669,868	2,188,716	3,908,311	5,200,328

(注) 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	日本基準			
	第16期 2022年9月期	第17期 2023年9月期	第18期 2024年9月期	第19期(当期) 2025年9月期
売 上 高 (千円)	4,421,132	6,049,625	7,036,171	7,546,276
経 常 利 益 (千円)	419,356	1,180,083	1,415,146	1,814,779
当 期 純 利 益 (千円)	481,195	1,290,658	1,118,138	1,216,831
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	22円28銭	59円05銭	48円90銭	51円92銭
総 資 産 (千円)	2,231,274	3,426,620	5,681,192	6,785,515
純 資 産 (千円)	670,595	2,151,491	3,819,693	5,041,775

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等の状況

項目	第16回 新株予約権
発行年月日	2024年9月17日
区分	取締役(監査等委員を除く。)
保有者数	3名
新株予約権の数	10,000個
新株予約権の目的となる株式の数	1,000,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	392円
権利行使時1株当たりの行使価額	839円
権利行使期間	2026年11月1日から 2030年12月31日まで
新株予約権の行使の条件	当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる

(2) 当事業年度中において当社使用人、子会社役員及び使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

社外役員に関する事項

イ 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役(監査等委員)浅井啓雄氏は、浅井啓雄公認会計士・税理士事務所代表、株式会社カルテットコミュニケーションズ社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)善利友一氏は、弁護士法人Zenos代表社員、株式会社ピアズ社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	浅井 啓雄	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会13回すべてに出席し、IT業界での経験や公認会計士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識から、取締役会において意思決定にかかわる意見やアドバイスを述べております。 また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	善利 友一	当事業年度に開催した取締役会15回すべてに出席し、また監査等委員会13回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験や専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築の観点から有益な意見やアドバイスを述べ、取締役会において意思決定にかかわる意見やアドバイスを述べております。 また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

	支払額
監査証明業務に基づく報酬	48,000
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けただうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査にかかる追加報酬を2,700千円支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社における内部統制システムに係る体制の主な内容は、次のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 管理部長をコンプライアンス管理責任者として選任しており、継続的な研修等により、全職員が法令及び定款を遵守するよう努めております。
 - ・ 内部通報制度を制定し、従業員からの法令違反行為等に関する直接的な相談・通報の窓口を管理部内に設けることで、不祥事の未然防止を図っております。
 - ・ コンプライアンス管理責任者及び内部監査担当者が、遵法の指導、モニタリングを行い、コンプライアンスの強化を図っております。
 - ・ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持いたします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 法令及び文書管理規程等のその他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報(株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等)を保存・管理し、取締役、監査等委員及び内部監査担当者が随時閲覧できる体制をとっております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 業務遂行に係るリスクに関して、予見されるリスクの分析と識別を行ったうえで、リスクを網羅的・包括的に管理しております。
 - ・ 経営会議において重要事項を慎重に審議することで、事業リスクの排除、軽減を図っております。
 - ・ 内部監査担当者の内部監査により、リスクの早期発見、早期解決を図っております。
 - ・ 経営に重大な影響を与えるようなリスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、各部門長はすみやかに代表取締役及び監査等委員にその内容を報告し、対策を講じることとしております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。
 - ・ 毎月1回定例取締役会を開催することに加え、必要に応じて、適宜、臨時取締役会を開催しております。
 - ・ 重要議案については、週1回開催される経営会議において事前に十分に審議したうえで、取締役会へと上程することで、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進しております。
 - ・ 年度予算を策定し、それらに沿った施策等の進捗状況を定期的に検証し、その結果を各部門長に適時にフィードバックしております。
- e. 業務の適正を確保するための体制
 - ・ 内部監査担当者は、内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
- f. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 当社は、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査等委員会と協議のうえ、同使用人を配置することができるものとしております。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の選任については、監査等委員会からの指名または助言を受けて決定します。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会補助業務に関しては監査等委員の指揮命令にのみ服するものとし、取締役及び他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとしております。
 - ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得ることとしております。

- g. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 当社の取締役及び使用人は、会社に著しい影響を及ぼす事実について、監査等委員会にすみやかに報告することとなっております。
 - ・ 当社の取締役及び使用人が、監査等委員会に前項の報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう徹底しております。
- h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役は、適宜、監査等委員会と意見交換を行っております。
 - ・ 監査等委員会は、必要に応じて、社外の弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。
- i. 監査等委員会の職務の執行について生じる費用または債務の処理にかかる方針
- ・ 監査等委員会から前払いまたは弁済等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従いこれに応じております。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査担当者による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

当事業年度につきましては、重要な不備は発見されておられません。

(2) コンプライアンス

当社は、法令遵守と倫理に基づいた企業行動を行うため、コンプライアンス規程を策定し、当社の役職員が各々の業務遂行に当たり、各種法令、倫理、社会通念、社内規程、行動基準等に反することのないよう当社全体への継続的教育機会を設け、周知徹底を図っております。

(3) リスク管理

当社では、代表取締役及び各部門責任者にて構成される経営会議を原則週1回定期的に開催しており、リスクに関する情報共有及び情報交換を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

(4) 取締役の職務執行

取締役会は、取締役6名(うち監査等委員である取締役3名)で構成されており、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行っております。また、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。なお、当事業年度においては定例取締役会が12回、臨時取締役会が3回開催されております。

(5) 監査等委員の職務執行

監査等委員会は、監査等委員3名で構成されており、うち2名が社外取締役であります。監査等委員会は、原則として毎月1回の定期的な開催に加え、重要な事項が発生した場合には、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。なお、当事業年度においては定例監査等委員会が12回、臨時監査等委員会が1回開催されております。監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換を行うほか、各監査等委員から取締役等の業務執行状況について報告を行い、監査等委員会としての意見を協議・決定しております。また、監査等委員は定時取締役会並びに臨時取締役会といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。併せて、会計監査人及び内部監査担当者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

連結財政状態計算書

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,397,108	流 動 負 債	2,024,888
現金及び現金同等物	5,431,008	営業債務及びその他の債務	1,024,985
営業債権及びその他の債権	854,320	リ　　－　　ス　　負　　債	134,438
棚卸資産	40,549	未払法人所得税等	309,387
その他の金融資産	13,378	その他の流動負債	556,077
その他の流動資産	57,851	非流動負債	212,378
非流動資産	1,040,487	リ　　－　　ス　　負　　債	177,313
有形固定資産	348,435	引　　当　　金	35,065
使用権資産	320,059	負 債 合 計	2,237,267
の　　れ　　ん	134,195	資 本 の 部	
無形資産	22,548	親会社の所有者に帰属する持分	5,156,614
その他の金融資産	147,227	資　　本　　金	716,412
繰延税金資産	67,428	資　　本　　剰　　余　　金	1,671,711
その他の非流動資産	592	利　　益　　剰　　余　　金	3,468,681
		自　　己　　株　　式	△500,190
		その他の資本の構成要素	△200,001
		非　　支　　配　　持　　分	43,713
		資 本 合 計	5,200,328
資 産 合 計	7,437,596	負 債 ・ 資 本 合 計	7,437,596

連結損益計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	8,579,864
売 上 原 価	729,016
売 上 総 利 益	7,850,847
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,873,648
そ の 他 の 収 益	100,479
そ の 他 の 費 用	3,635
営 業 利 益	2,074,042
金 融 収 益	1,160
金 融 費 用	3,068
税 引 前 当 期 利 益	2,072,134
法 人 所 得 税 費 用	633,689
当 期 利 益	1,438,445
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	1,413,204
非 支 配 持 分	25,240

連結持分変動計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：千円)

区分	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素
当 期 首 残 高	190,980	1,490,078	2,404,131	△207	△195,145
当 期 利 益	—	—	1,413,204	—	—
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	—	△4,855
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	1,413,204	—	△4,855
新 株 予 約 権 の 行 使	525,432	168,461	—	—	—
配 当 金	—	—	△348,655	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	△3,654	—	△499,982	—
株 式 報 酬 取 引	—	16,826	—	—	—
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	525,432	181,633	△348,655	△499,982	—
当 期 末 残 高	716,412	1,671,711	3,468,681	△500,190	△200,001

区分	親会社の所有者に 帰属する持分	非支配持分	資本合計
	親会社の所有者 に帰属する 持分合計		
当 期 首 残 高	3,889,837	18,473	3,908,311
当 期 利 益	1,413,204	25,240	1,438,445
そ の 他 の 包 括 利 益	△4,855	—	△4,855
当 期 包 括 利 益 合 計	1,408,348	25,240	1,433,589
新 株 予 約 権 の 行 使	693,894	—	693,894
配 当 金	△348,655	—	△348,655
自 己 株 式 の 取 得	△503,637	—	△503,637
株 式 報 酬 取 引	16,826	—	16,826
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	△141,572	—	△141,572
当 期 末 残 高	5,156,614	43,713	5,200,328

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

アズサポート株式会社

その他 1社

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

①金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

当初認識時において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引費用は、純損益に認識しております。また、重大な金融要素を含まない売上債権等の営業債権及び契約資産は取引価格で当初測定しております。

(ii) 分類及び事後測定

当社グループは当初認識時において、保有する金融資産を以下に分類しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

金融資産のうち、以下の要件をともに満たす負債性金融資産は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産の当初認識後の評価は、実効金利法による償却原価により測定しております。また、実効金利法による償却額及び認識を中止した場合の利得及び損失は純損益に認識しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

主として取引関係の維持・強化を目的としている株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類し、当初認識後、公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の当初認識後の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定される金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

この方法では、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、期末日後12ヶ月以内に生じうる債務不履行から生じる予想信用損失(12ヶ月の予想信用損失)により貸倒引当金の額を算定しています。

一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、当該金融資産の予想残存期間にわたるすべての生じうる債務不履行から生じる予想信用損失(全期間の予想信用損失)により貸倒引当金を算定しています。

ただし、重要な金融要素を含んでいない営業債権等については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

(iv) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時点、または、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡し、リスクと経済的便益のほとんどすべてを移転した時点で、認識を中止しております。

②金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

当初認識時において償却原価で測定する金融負債は公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 分類及び事後測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

償却原価で測定する金融負債の当初認識後の評価は、実効金利法による償却原価で測定しております。また、実効金利法による償却額及び認識を中止した場合の利得及び損失は純損益に認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、契約上の義務が免責、取消し、失効等により消滅した時点で、認識を中止しております。

③棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、主として先入先出法に基づいて算定しております。

④リース

リースは、リース開始日において、使用权資産及びリース負債を認識しております。

(i) 使用权資産

使用权資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定の金額、当初直接コスト、原資産の解体並びに除去及び原状回復コストの当初見積額等で構成されております。

使用权資産の認識後の測定として、原価モデルを採用しております。使用权資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

当初認識後は、原資産の所有権がリース期間の終了時までに移転される場合、または使用权資産の取得原価が購入オプションを行使することが合理的に確実である場合には、原資産の見積耐用年数で、合理的に確実でない場合にはリース期間と使用权資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却を行っております。

(ii) リース負債

リース負債は、リース開始日現在で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。

なお、リース期間が12か月以内の短期リース及び少額資産のリースについては、リース負債と使用権資産を認識せず、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたって定額法により純損益として認識しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法または定率法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

・建物附属設備	5～8年
・車両運搬具	2～6年
・工具、器具及び備品	4～10年

②のれん及び無形資産

(i) のれん

当社グループはのれんを、取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額として測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識し、その後の戻し入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。

(ii) 無形資産

無形資産については、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却されます。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

なお、耐用年数を確定できない無形資産については、償却は行わず、毎期減損テストを実施しております。

・ソフトウェア	5年
---------	----

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積られた支出額の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、貨幣の時間価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いております。

(4) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、または未だ使用可能でない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。

減損損失は、資産、資金生成単位または資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識いたします。

過去に認識したのれん以外の資産の減損損失については、毎期末日において損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。

減損の戻し入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。

減損損失の戻し入れ額については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限としております。

(5) 売上収益

IFRS第15号に従い、以下のステップを通じて収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、『暮らしのお困りごと』事業を行っており、主な収益認識基準等は次のとおりであります。対価についてはいずれも履行義務の充足時点から概ね一ヶ月以内に支払いを受けております。

①代理人取引売上

主にバーティカルメディアサイト及び総合プラットフォームサイトを通じて暮らしのお困りごとに関する加盟店とユーザーのマッチングサービス等を実施しております。加盟店より規定のフォーマットにてサービス提供完了の報告を受けた時点、または加盟店へマッチングしたユーザーの紹介をした時点で履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。マッチングサービスによる売上については、基本的に加盟店からユーザーにサービスが提供されるように手配することが当社グループの履行義務であることから、代理人取引であると判断し、純額で計上しております。

②本人取引売上

主に暮らしのお困りごとに関する施工サービスを請け負っております。当社グループは顧客との請負契約に基づき、施工を行い引き渡す義務を負っており、当社グループの施工方法の判断及び施工管理の下、主に当社グループ、または外注先である各分野の加盟店が施工を行っております。当該履行義務は、施工期間が短期間のため、施工完了時点で収益を認識しております。施工サービスによる売上については、請負契約に基づき当社グループ、または加盟店に委託して顧客に施工サービスを提供することが当社グループの履行義務であることから、本人取引であると判断し、総額で計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した金額
- | | |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 67,428千円 |
|--------|----------|

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、ある資産及び負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。

当該繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、または実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、または繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しております。

繰延税金資産は、予測される将来の課税所得及びタックスプランニングに基づき、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び税額控除からの便益を利用するのに十分な課税所得があり、予測可能な期間内に一時差異の解消される可能性が高いと認められる範囲内で認識しております。

将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画に基づき算定され、売上収益の増加、広告宣伝費率の維持を主要な仮定としております。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
- | | |
|--------------|----------|
| 営業債権及びその他の債権 | 3,588千円 |
| その他の非流動資産 | 19,231千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|---------------|-----------|
| (減損損失累計額を含む) | 241,936千円 |
| 使用権資産の減価償却累計額 | 375,849千円 |

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	23,243,800	1,186,000	—	24,429,800

(注) 普通株式の増加1,186,000株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	131	498,400	—	498,531

(注) 普通株式の自己株式数の増加498,400株は、2024年11月14日の取締役会において決議された、会社法第459条第1項第1号の規定に基づく自己株式の取得によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

当連結会計年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

区分	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末株式数	
当社	第4回新株予約権 (注)1・2	普通株式	36,000	—	36,000	—	
	第14回新株予約権 (注)2	普通株式	1,150,000	—	1,150,000	—	
	第15回新株予約権 (注)3	普通株式	196,000	—	—	196,000	
	第16回新株予約権 (注)3	普通株式	1,100,000	—	—	1,100,000	
合計			2,482,000	—	1,186,000	1,296,000	

(注) 1. 2018年8月6日付で1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 当社の第4、14回新株予約権の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

3. 当社の第15、16回新株予約権については、権利行使期間が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	348,655	15	2024年9月30日	2024年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	957,250	40	2025年9月30日	2025年12月8日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、企業価値の継続的な向上のために、既存事業の競争力の確保のみならず、新規事業の創出に取り組み、中長期の持続的な利益成長を実現するよう努めております。その資金については自己資金、銀行借入及び社債発行によって調達する方針であります。

(2) 財務リスク管理

当社グループは、事業活動を行う過程において、様々なリスク(信用リスク、流動性リスク及び金利リスク)に晒されております。当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク発生要因の根本からの発生を防止し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。

(3) 信用リスク管理

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクです。

現金及び現金同等物については、その取引先が信用力の高い金融機関のみであることから、信用リスクは限定的であります。

営業債権等は顧客等の信用リスクに晒されております。当該リスクに対応するために、管理部と営業取引部署とが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先から前受金を取得する等の措置を講じることによって保全措置を図っております。なお、当社グループの債権には、特定の取引先または取引先グループに対する信用リスクの著しい集中はありません。

(4) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当社グループが現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。当社グループは、想定される支払債務への対応に加え、一定の戦略的投資機会にも機動的に対応できる手元流動性を維持しており、管理部が適時に資金繰り表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(5) 金利リスク管理

当社グループは、事業の拡充や投資に必要な資金調達(主に銀行借入及び社債発行)をすることに伴い発生する利息を支払っておりますが、変動金利での借入を行っている場合には、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。また、固定金利での借入を行っている場合には、市場金利の変動による公正価値の変動リスクに晒されております。

そのため、金利市場をモニタリングすることにより金利リスクを管理しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産 差入保証金	150,922	146,652

(注) 1. 帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品及び重要性の乏しい金融商品は、上表には含めておりません。

2. 償却原価で測定する金融資産の差入保証金は、連結財政状態計算書の「その他の金融資産」に含めております。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の公正価値：活発な市場における無調整の相場価格により測定した公正価値

レベル2の公正価値：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、直接または間接に観察可能なものを使用して算出された公正価値

レベル3の公正価値：重要な観察可能でないインプットを使用して算出された公正価値

公正価値の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、公正価値の算定における優先順位が最も低いレベルに公正価値を分類しております。

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産			
株式	—	—	0
出資金	—	—	11
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
株式	—	—	4,641
資産合計	—	—	4,652

(公正価値の測定方法)

市場性のある株式については、取引所の価格によっております。また、非上場株式・出資金については直近の取引価格を用いる方法、類似企業比較法、直近の入手可能な情報に基づく純資産に対する持分に基づく方法、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法等のうち、最適な評価技法を利用した公正価値の見積りを行っております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分	214円53銭
基本的1株当たり当期利益	60円30銭

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解

当社グループは、『暮らしのお困りごと』事業の単一セグメントであります。

売上収益はすべて顧客との契約から生じたものであり、その分類は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	売上収益
代理人取引売上	6,413,495
本人取引売上	2,166,368
合計	8,579,864

(2) 収益の金額を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「4. 会計方針に関する事項 (5) 売上収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高

当社グループの契約残高は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前連結会計年度末 (2024年9月30日)	当連結会計年度末 (2025年9月30日)
顧客との契約から生じた債権	1,037,569	852,239
契約資産	6,212	5,668
契約負債	223,779	211,695

契約資産は、期末日時点では履行義務を果たしているが、まだ請求していない財またはサービスに係る対価に対する当社の権利に関連するものであり、対価に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。契約資産は、連結財政状態計算書において営業債権及びその他の債権に含めております。

契約負債は、主に契約の履行以前に顧客から受領した前受金であり、連結財政状態計算書においてその他の流動負債に含めております。契約負債の期首残高のうち当連結会計年度に認識した収益の金額は221,534千円であります。

(金額の表示)

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から
2025年9月30日まで)

(単位：千円)

区分	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	190,980	1,456,191	1,456,191	1,845,859	1,845,859
当 期 変 動 額					
新 株 予 約 権 の 行 使	525,432	525,432	525,432	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
配 当 金	—	—	—	△348,655	△348,655
当 期 純 利 益	—	—	—	1,216,831	1,216,831
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	525,432	525,432	525,432	868,176	868,176
当 期 末 残 高	716,412	1,981,624	1,981,624	2,714,035	2,714,035

区分	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
当 期 首 残 高	△207	3,492,823	326,870	3,819,693
当 期 変 動 額				
新 株 予 約 権 の 行 使	—	1,050,865	—	1,050,865
自 己 株 式 の 取 得	△499,982	△499,982	—	△499,982
配 当 金	—	△348,655	—	△348,655
当 期 純 利 益	—	1,216,831	—	1,216,831
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	△196,977	△196,977
当 期 変 動 額 合 計	△499,982	1,419,058	△196,977	1,222,081
当 期 末 残 高	△500,190	4,911,881	129,893	5,041,775

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

商品

先入先出法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 5～8年

車両運搬具 2～5年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。

当社は『暮らしのお困りごと』事業を行っており、主な収益基準等は次のとおりであります。対価についてはいずれも履行義務の充足時点から概ね一ヶ月以内に支払いを受けております。

①代理人取引売上

主にパーティカルメディアサイト及び総合プラットフォームサイトを通じて暮らしのお困りごとに関する加盟店とユーザーのマッチングサービス等を実施しております。加盟店より規定のフォーマットにてサービス提供完了の報告を受けた時点、または加盟店へマッチングしたユーザーの紹介をした時点で履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。マッチングサービスによる売上については、基本的に加盟店からユーザーにサービスが提供されるように手配することが当社の履行義務であることから、代理人取引であると判断し、純額で計上しております。

②本人取引売上

主に法人と提携し、暮らしのお困りごとに関する施工サービスを請け負っております。当社は顧客との請負契約に基づき、施工を行い引き渡す義務を負っており、当社の施工方法の判断及び施工管理の下、主に当社の外注先である各分野の加盟店が施工を行っております。当該履行義務は、施工期間が短期間のため、施工完了時点で収益を認識しております。施工サービスによる売上については、基本的に当社が請負契約に基づき加盟店に委託して顧客に施工サービスを提供することが当社の履行義務であることから、本人取引であると判断し、総額で計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。なお、会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表における注記事項と同一であるため、記載を省略しております。

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 51,976千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額 216,235千円
(減損損失累計額を含む)

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権 155,183千円
短期金銭債務 530千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引額は、次のとおりであります。

営業取引による取引高
売上高 860,313千円
売上原価 6,990千円
販売費及び一般管理費 1千円
営業取引以外の取引高 3,853千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び数
普通株式 498,531株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	15,389千円
資産除去債務	10,683千円
減損損失	10,226千円
投資有価証券評価損	79,583千円
その他	46,624千円
繰延税金資産小計	162,508千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△108,135千円
評価性引当額小計	△108,135千円
繰延税金資産計	54,373千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	331千円
企業結合により識別された無形資産	2,065千円
繰延税金負債計	2,397千円
繰延税金資産純額	51,976千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)(注)	科目	期末残高(千円)(注)
子会社	アズサポート株式会社	(所有) 直接 70.0	顧客の紹介役員の兼任	顧客の紹介手数料	860,313	売掛金	154,456

(注) 取引条件は、他の一般的な取引と同様に決定しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	関連当事者との関係	議決権等の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
役員	森吉 寛裕	当社代表取締役	(被所有) 直接 1.04	新株予約権の行使(注)	411,930	—	—
役員	片山 善隆	当社取締役	(被所有) 直接 0.20	新株予約権の行使(注)	137,310	—	—
役員	植田 栄作	当社取締役	(被所有) 直接 0.25	新株予約権の行使(注)	137,310	—	—

(注) ストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しています。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	205円25銭
1株当たり当期純利益	51円92銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月20日

シェアリングテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢 次
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岸 田 好 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シェアリングテクノロジー株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、シェアリングテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上